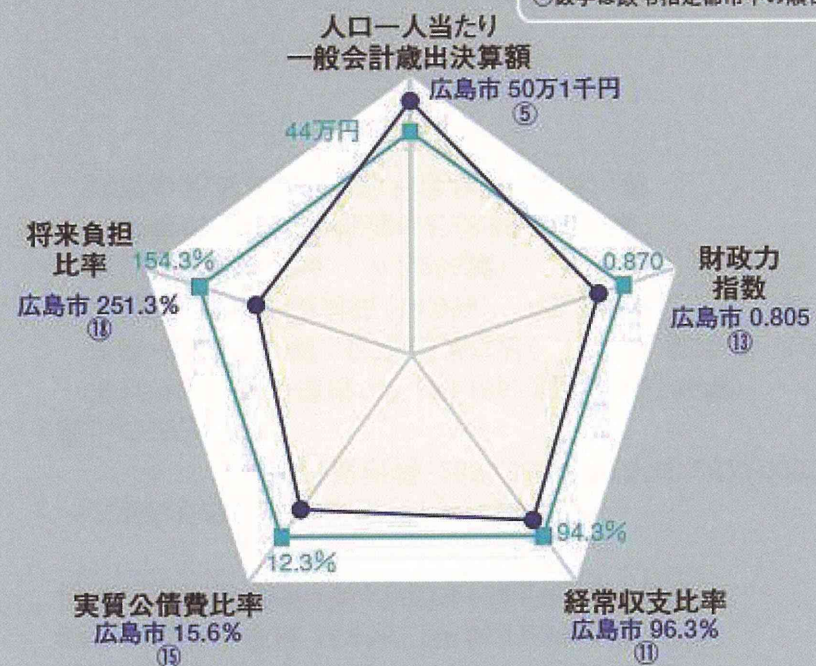


財政状況の指標

—■— 政令指定都市平均
—●— 広島市
○数字は政令指定都市中の順位



資料：広島市財政局

(平成22年度(2010年度))

7. 発達障害の取組の柱

〔取組の柱〕

〔基本理念〕

〔基本方針〕

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立して暮らせる「まち」を実現する。(※)

発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援

早期発見のための取組・体制の充実

発達障害を早期に発見するため、乳幼児健診の充実を図るとともに、発達障害の可能性のある子どもを持つ保護者の気づきを促すための体制の充実に取り組む。

療育・訓練体制の充実

発達障害を早期に診断し、速やかに専門的な発達支援を行うとともに、その家族への支援を充実させるため、こども療育センターの機能強化と地域における療育の充実に向けた支援に取り組む。

保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

発達障害者及びその家族が円滑に社会生活を送るため、保育園・幼稚園・学校において、発達障害者支援センター等専門機関との連携を図ることにより支援の専門性を向上させるとともに、地域において、生活支援、余暇活動の充実等に取り組む。

就労支援の充実

発達障害者の就職や職場定着を促進するため、関係機関との連携強化を図るとともに、障害の特性等に応じた適切な職場実習などの支援の充実に取り組む。

相談支援の充実

発達障害者及びその家族に対して適切な助言や指導を行うため、相談支援事業所の周知や研修を通じた相談員等の質の向上を図ることなどにより、相談支援体制を充実させるとともに、関係機関が連携して連続性のある支援が行えるような仕組みづくりに取り組む。

発達障害についての理解の促進

発達障害について市民、企業等の理解を促進するため、講演会の開催等普及啓発の充実に取り組む。

(※) 広島市障害者計画
〔2013-2017〕
における基本理念

8. 具体的な事業展開

取組の柱	事業・取組
早期発見のための取組・体制の充実	保護者への普及啓発 乳幼児健診時に配付する啓発用パンフレットに発達障害についての情報を掲載 要観察児及び保護者への支援 ① 1歳6か月児健診受診者のうち支援が必要な親子を対象とした親子教室の開催 ② 相談先を周知するためのリーフレットを小児科等へ配布 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施 保健師、保育士等乳幼児健診従事者、小児科医等を対象とした研修の実施 5歳児を対象とした支援 各区保健センターにおける個別相談の実施 発達障害診療医療機関の周知【拡充】 ① 市ホームページへの掲載 ② ② 各区相談窓口等における周知
療育・訓練体制の充実	こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門研修の実施 ① 医師、心理療法士等の専門スタッフの充実 ② 発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するための研修の実施 こども療育センターの外来療育教室の充実 ① 外来療育について専門家による評価・指導の実施 ② タブレット型コンピュータを活用した訓練の実施 こども療育センターの発達障害児受入体制の整備【新規】 児童発達支援センターにおける発達障害児の受入体制の整備 地域における療育の充実に向けた専門研修の実施【拡充】 ① ① 児童発達支援事業所等の専門スタッフを対象とした研修の実施 ② 保育園等において発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するための研修の実施 発達障害診断後の家族への研修の実施【拡充】 ① 障害のある子どもの理解等についての基礎的な研修の実施 ② ② 具体的で効果的な対処法を学ぶための実践的な研修の実施
保育園・幼稚園・学校及び地域における	【保育園】 発達障害児基礎研修会等の実施 発達障害について正しい認識を持つとともに、発達障害児への気づきや関わり方などの

取組の柱	事業・取組
支援の充実	一層の充実を図るための研修の実施 2 発達支援コーディネーターの養成 保育園における発達障害児支援のリーダーとなる保育士を養成する講座を実施 【幼稚園・学校】 1 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施 大学教授、医師、学校関係者等の専門家チームによる、対象の幼児児童生徒への指導の充実と総合的な校内支援体制整備のための指導・助言の実施 2 特別支援教育に係る推進校への支援【拡充】 ①校内支援体制の構築を目指す特別支援教育推進校の指定 ②② 自閉症・情緒障害特別支援学級の指導の充実を目指す特別支援学級研究推進校の指定 3 校内の指導体制の充実 (1) 特別支援教育コーディネーターの養成 特別支援教育を推進する教員に対する研修会の開催 (2) 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用 適切な指導等を行うための個別の指導計画等の作成・活用の促進 (3) 特別支援教育体制充実検討会議の開催 小・中学校等における特別支援教育の充実を図るための支援体制の検討 4 管理職への理解・啓発の推進 講演会の開催、指導資料の作成・配付 5 特別支援教育アシスタント事業の実施 学校生活における指導の補助、安全確保等の支援を行う特別支援教育アシスタントの配置 【地域】 1 乳幼児等医療費補助 小学校１・２年生の発達障害児に対する医療費の補助 2 発達障害者社会的スキル訓練の実施【新規】 人間関係や集団行動を上手に営んでいくための技能訓練の実施 3 発達障害者生活訓練の実施 買い物、公共交通機関の利用の仕方、マナー等の生活訓練プログラムの実施

取組の柱	事業・取組
	4 コミュニケーション支援の充実【拡充】 ①市民等に対するコミュニケーション支援ボードの活用についての周知 ②㊦コミュニケーション支援ボードを活用した社会体験の実施の検討 ③㊦発達障害者が自ら使用できる携帯用コミュニケーションカード等についての情報提供 5 余暇活動等を支援するボランティアの育成 スポーツなどの余暇活動等の支援，講演会参加時の託児などを行うボランティアの育成 6 災害時における発達障害者への支援の周知【拡充】 ①㊦コミュニケーション支援ボード（災害編）や発達障害者を対象とした防災ハンドブック等について，市ホームページ，市民講演会等での情報提供 ②㊦コミュニケーション支援ボード（災害編）等の活用について，民生委員や町内会，社会福祉協議会等に対する定期的な周知
就労支援の充実	1 就労に向けた生活訓練の充実【新規】 発達障害者支援センターが実施している生活訓練プログラム等を活用した就労移行支援事業所等に対する助言・協力 2 発達障害者就労準備支援の実施 就労に必要な社会性や対人関係能力，体力などの基礎づくり等を図るための協力事業所での実習 3 関係機関の連携による就労支援の充実【拡充】 ①相談支援機関，就労支援機関，就労先等の連携による相談，就労，職場定着等の支援 ②㊦障害者職業センターが実施する就労支援プログラムにおいて，発達障害者支援センターが「発達障害」，「社会資源」，「生活支援」に関する講習会等を実施 ③㊦発達障害者支援センター，障害者職業センター，ハローワーク，障害者就業・生活支援センターが役割を整理し，効率的に就労支援を行うことができる仕組みを検討
相談支援の充実	1 相談支援事業所の周知【拡充】 ①市ホームページへの掲載 ②㊦各区相談窓口等における周知 2 発達障害者相談支援従事者研修の実施 相談支援事業所等の職員及び行政機関相談従事者に対する個別支援計画を活用した研修の実施 3 相談窓口用アセスメントツールの検討【新規】 各区相談窓口の職員が発達障害の特性等をその場で簡便に聴き取り，的確な相談対応な

取組の柱	事業・取組
	どに使用できるアセスメントツールの検討 4 ペアレントメンター制度の導入の検討【新規】 発達障害のある子どもを子育てした経験のある保護者が、その経験をいかし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない保護者などに対して相談や助言を行う「ペアレントメンター制度」の導入検討 5 発達障害者オープン相談の場の運営 発達障害者（15歳以上30歳以下）を対象として、人と関わることのできる機会の提供や相談支援等の実施 6 継続した支援を行うためのツールの活用 発達障害者等のプロフィール、支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関（医師、学校の教師等）に提示できるサポートファイルの配付など 7 関係機関の連携による処遇検討の実施 特に関係機関との連携が必要なケースについて処遇検討会議を開催 8 情報提供の充実 発達障害者への支援に関する情報を集約し、市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」へ掲載など
発達障害に ついての理解の 促進	1 啓発イベントの実施【拡充】 ①市民を対象とした講演会の実施 ②㊦区役所、公民館等におけるパネル展示、DVD上映等の実施 2 市職員、公共施設等職員、企業等職員への啓発研修の実施 ①各区相談窓口等の市職員を対象とした研修等の実施 ②スポーツ・文化施設等の公共施設等職員及び企業・事業所職員を対象とした研修等の実施 3 発達障害者家族の集い等の開催【拡充】 ①18歳未満の発達障害者の家族を対象とした情報交換ができる場（発達障害者家族の集い）の提供 ②㊦18歳以上の発達障害者の家族を対象とした情報交換ができる場（成人期発達障害者家族の集い）の提供 4 パンフレット等の作成・配布【拡充】 ①入門的な啓発用パンフレットの作成・配布等 ②㊦具体的な対応例を掲載したパンフレットの作成・配布等 ③㊦どこに行けばどのような支援、サービスを受けることができるのかをまとめた小冊子の作成・配布

取組の柱	事業・取組
	5 情報発信 市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等による情報発信

発達障害の支援システム

I 知的障害（数値は特に断りのない場合は、平成 24 年度）

1. 自治体における療育手帳の種類と基準

療育手帳制度は、知的障害児（者）に対し一貫した相談・指導を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることにより、知的障害児（者）の福祉の増進を図ることを目的としている。療育手帳の交付に際し、広島市では、児童相談所・知的障害者更生相談所において心理判定員による検査や医師による医学的診断を行い判定している。療育手帳は、知的障害児（者）の状態に応じた援助措置を受けられるよう程度を設けている。広島市の程度区分は最重度（㉠）、重度（A）、中度（㉡）、軽度（B）の4段階である。

また、発達障害者への障害福祉サービスの提供（生活困難度の高い発達障害者が、生活支援のための福祉サービスを受けることが出来るようにするため、発達障害に伴う生活困難度の評価を加える等、療育手帳の判定基準の運用を行う）；平成 21 年 4 月 1 日から見直された判定基準の運用を行っている。その結果、平成 24 年度、新しい基準により療育手帳該当になった人は、18 歳未満 17 人、18 歳以上 1 人であった。

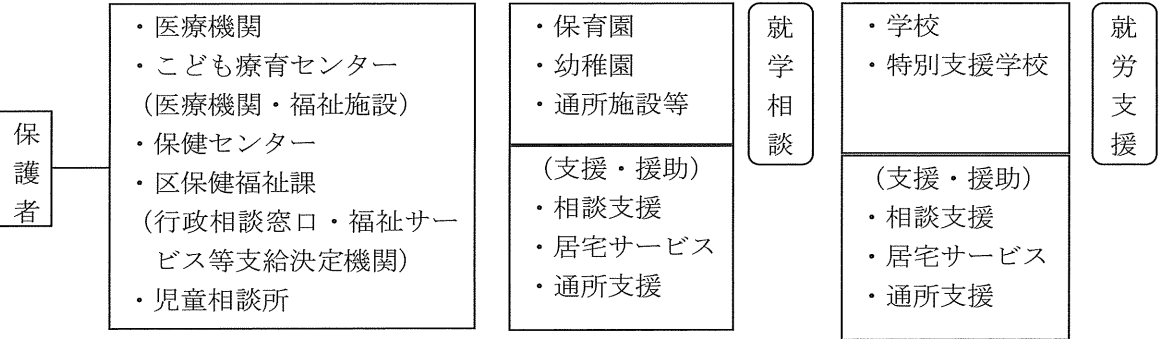
（発達障害者支援体制づくり推進プログラムの事業取り組み【地域】p5から）

2. 支援システムの概要（自治体から出されている資料があれば、添付してください）

（1）モデル図

広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム（2013－2017）

平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行され、そのため広島市では、発達障害者の乳幼児から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援体制の整備についての検討を行い、平成 21 年 3 月に「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」を策定し、支援に取り組んできた。このプログラムが平成 24 年度で終期を迎えるため、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の計画期間とする「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」を策定した。平成 24 年度に行った施策及び、平成 24 年度までの施策を踏まえて、新規拡充案を示している。



子どもの発達支援に関する関係機関の配置状況

保健センター（県西部保健所広島支所を含む）9箇所

家庭相談員（家庭児童相談室）8箇所

こども家庭センター（児童相談所）2箇所（県西部こども家庭センターを含む）

発達障害者支援センター1箇所（こども療育センター内に設置）

専門療育センター 3箇所

広島市こども療育センター（光町）：初診は原則18歳以下。診察は、原則として6歳未満（就学前）を小児科、

6歳以上（就学後）を精神科が担当し、必要に応じて他の診療科（耳鼻科、整形外科、小児科など）を紹介する。

北部こども療育センター・西部こども療育センター：初診は原則6歳未満（就学前）を対象とし、小児科が担当。

特別支援学校 5箇所（広島県廿日市市にある、広島市の子どもも通っている広島県廿日市特別支援学校を加えると6箇所）（広島県の特別支援学校では、地域における特別支援教育のセンターとして、

特別支援教育等に関する相談・情報提供、障害のある幼児児童生徒への指導/支援などを行うセンター的機能を実施している（広島県教育委員会ホームページより）

「子どもの相談医」がいる医療機関25箇所（広島県小児医会のホームページ）

発達障害の診療を行っている医療機関30箇所（平成25年4月現在）

（2）発見の場

- ・保健センター（各区に設置）
- ・地域子育て支援センター（各区に設置）
- ・保育園、幼稚園、学校
- ・こども療育センター（市内3か所）
- ・医療機関 等

乳幼児健診（1歳6ヶ月、3歳児健診）

平成23年度の乳幼児健診受診状況

0～5歳児人口（H24.3月末現在 67688人）

1歳6ヶ月児健診；対象者数11564人、受診者数11099人、

要事後指導人数2438人（22.0%）

3歳児健診；対象者数11352人、受診者数9999人、

要事後指導人902人（9.0%）

5歳児発達相談（平成24年度乳幼児健診体制等あり方委員会報告書より）

対象者数（H24.3月末現在5歳児人口11108人）

利用者数 107 人（対象者数に対する割合 1.0%）

要事後措置数 48 人（事後措置割合 44.9%）

事後措置の内容（医療機関紹介 0 人、専門療育機関紹介 19 人、園での経過観察 6 人）

（平成 24 年度発達障害者支援体制づくり推進プログラム実施状況より）

1. 早期発見のための取組の充実

- ① 保護者への普及啓発（啓発用リーフレットの配布）：1 歳 6 ヶ月児健康診査用リーフレット「家族みんなが幸せであるために」（平成 21 年 10 月に作成し、配布）。

リーフレットに、発達障害についての情報を掲載し、保護者の気づきを促進する。

乳幼児期の子どもの成長・発達に関する相談先を周知するためのリーフレットを市内の小児科等に配布している。

- ② 乳幼児健診における問診項目の見直し：発達障害（主に自閉症スペクトラム）の視点を取り入れた質問票を用いた健診を平成 20 年度より実施。

中区及び、南区の 1 歳 6 か月健診の改正前と、改正前の要フォロー率の変化（グラフ参照）

- ・平成 18 年度生まれでこども療育センターを受診した子どもの、1 歳半健診での要フォローについての調査から。

改正前：A 区 47 人中 要フォロー及びすでに通院中の子ども 24 人

要フォローにならなかったが、医療機関で診断された子ども 8 人

B 区 55 人中 要フォロー及びすでに通院中の子ども 25 人

要フォローにならなかったが、医療機関で診断された子ども 15 人

改正前に、1 歳半健診及びそれまでに発見された子どもは 102 人中 49 人（48.0%）

改正前に、1 歳半健診で見逃された子どもは 102 人中 23 人（22.5%）

改正後：A 区 41 人中 要フォロー及びすでに通院中の子ども 26 人

要フォローにならなかったが、医療機関で診断された子ども 6 人

B 区 38 人中 要フォロー及びすでに通院中の子ども 20 人

要フォローにならなかったが、医療機関で診断された子ども 12 人

改正後に、1 歳半健診及びすでに通院中の子ども 79 人中 46 人（58.2%）

改正後に、1 歳半健診で見逃された子どもは 79 人中 18 人（22.8%）

改正後に、発達障害の発見率は 48.0%から 58.2%に上がったが、見逃された子どもは 23%で、差が見られなかった。

- ・1 才 6 ヶ月児健診の各区に於ける要フォロー率の変化

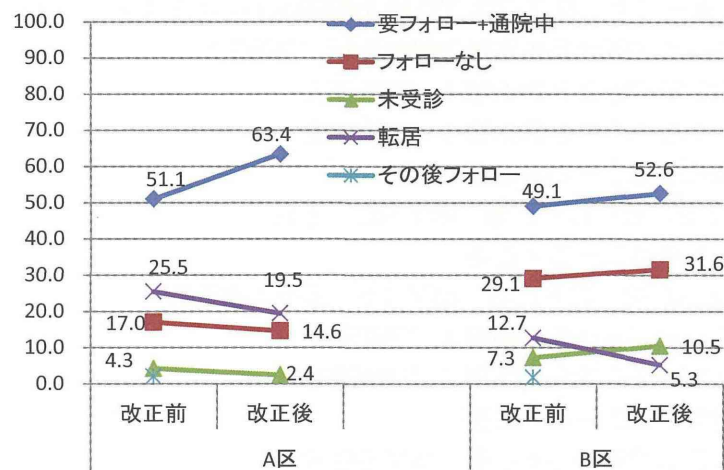
平成 19 年度については、1 歳半健診の要フォローのデータが残っている 2 区について調査した。

平成 19 年度：A 区（30.5%）B 区（26.5%）。その他の区を含めた、要フォロー率の平均 20.4%

平成 24 年度：A 区（22.4%）B 区（21.7%）その他の区を含めた、要フォロー率の平均 23.2%

改訂後に平均の%は増えている。平成 19 年度の各区による差は 10 倍以上だったが、改訂後は約 2 倍。

以上より、A区、B区の要フォロー率は改訂後22.4%、21.7%に減少しているが、より精度が高くなっており、現在では、平均2%の要フォロー率が、発達障害児を見つけるのに、適切な率といえるようである。ただ、改訂後もフォロー対象にならなかった子どもの率は、ほとんど変化しておらず、その要因を今後検討していく必要がある。



・3歳児健診の各区に於ける要フォロー率の変化

平成19年度：A区（9.4%）B区（9.2%）その他の区を含めた要フォロー率平均6.4%

平成24年度：A区（10.1%）B区（6.6%）その他の区を含めた要フォロー率平均4.3%

佐伯区（2.3%）平均9.9%

要フォロー率は増加している。改正前は各区による%の差は5倍近かったが、改訂後は6倍近くに増加。

・乳幼児健診従事者への研修の実施：乳幼児健診等に従事する保健師、保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行う。基礎研修1回（参加者数44人）、実践研修1回（参加者数23人）。

・小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。

小児科医対象研修会1回（参加者数35人）

③ 要観察児及び保護者への支援体制の充実（1歳6か月健診の受診者のうち、発達障害と思われる支援が必要な親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導すると共に、保護者の気付きを促すための親子教室を開催）：各区年2回計16回、保育園等を会場として親子教室を開催（参加親子数：延べ477組）

- ④ 5歳児を対象とした支援体制整備：就学後の適切な支援に結びつけるため、各区保健センターにおいて、4、5歳児を対象とした発達相談を定期的
に開催；安佐南区：年8回、西区：年7回、南区・安芸区：年5回、その他の区：年4回、合計41回実施、相談者数延べ113人。
- ⑤ 発達障害の診療を行う医療機関について、広島市HPへ掲載し、また。リーフレットを作成する。

2. 乳幼児健診の実施（平成24年度）

4か月健診（4か月時）、1歳6か月健診（1歳6か月時）、3歳児健診（3歳5か月時）健診を行っている。
5歳児健診は行っていないが、4-5歳児を対象の5歳児相談を行っている。

- ・4か月健診；実施場所13か所（西区、安佐南区は1回につき、2診体制、安佐北区・安芸区は出張健診あり）

回数310回、1回平均35.2人、受診率95.1%、

事後措置924人（8.5%）（内発達で事後措置263人）（発達障害の疑い4.6%）

事後措置率：一番多いのは 西区（244人12.6%、内発達障害の疑い6.5%）

安佐南区（304人11.3%、 // 7.9%）

安佐北区（100人10.4%、 // 5.3%）

一番少ない区は 安芸区（16人1.9%、 // 1.2%）

南区（40人3.2%、 // 0.8%）

佐伯区（47人4.0%、 // 0.8%）

各区による事後措置率は10倍近く違っている。また発達障害の疑い率は7倍近く違っている

- ・1歳6か月健診：実施場所13か所（安佐北区・安芸区は出張健診あり）

回数367回、1回平均30.2人、受診率95.1%。

事後措置の合計2758人の内、精神面の問題2411人、事後措置率24.9%、内発達障害の疑い21.7%

一番多い区は、安佐南区953人中804人 事後措置率33.6%、 // 28.3%

安芸区214人中199人、 27.0%、 // 25.1%

西区444人中369人 24.3%、 // 20.2%

一番少ない区は、佐伯区172人中157人 14.1%、 // 12.9%

東区201人中177人 19.6%、 // 17.2%

安佐北区259人中223人 22.9%、 // 19.7%

各区により、事後措置率も、発達障害の疑い率も、2倍以上の差がある。

- ・3歳児健診；実施場所13か所（西区・安佐南区は1回につき、2診体制。安佐北区・安芸区は出張健診あり。

回数 309 回, 1 回平均人数 33.3 人, 受診率 89.1%,

事後措置合計 1515 人のうち, 精神面の問題 1012 人 14.7% 内発達障害の疑い 9.8%

一番多い区は, 安佐南区 511 人 459 人 19.2% //

安佐北区 195 人中 127 人 17.3%, //

中区 140 人中 84 人 16.8%, //

一番少ない区は, 佐伯区 784 人中 26 人 7.4% //

南区 111 人中 71 人 10.1% //

東区 120 人中 91 人 11.5% //

事後措置率は, 2.6 倍近く違う。また発達障害の疑い率も 6 倍近く違っている。

・ 5 歳児発達相談：実施場所 8 か所

回数 41 回, 1 回平均人数 2.8 人,

事後措置内訳（助言指導 51 人, 経過観察 9 人, 療育センター紹介 50 人, 他機関紹介 3 人）

5 歳児の人口数（平成 25 年 3 月末の 5 才児人口）：11547 人（男 5879 人, 女 5668 人）

対象者数 113 人（対象者数に対する割合 1.0%）

平成 23 年度の 5 歳児相談と同様, 1% の受診率であり, かなり低い。

小 1 の PDD 診断年令を調査すると, 1 Q70 以上では, 2 才代 3 才代の診断年令が高いが, 4 才代に減少, その後 5-6 才に増加している。就学前の駆け込み受診では, 子どもの状態を知り, 子どもへの関わり方を知る機会のための療育を受けることが時間的に困難であり, 4-5 才での, 5 歳児相談の充実が求められている。

平成 24 年度 広島県地域保健対策協議会調査報告書（通刊 44 号）の, 「乳幼児健診体制等あり方検討特別委員会」報告書（委員長小林正夫広島大学小児科教授。大澤は委員の一人）によると, 広島県（23 か所の市町）では「5 歳児健診の実施予定あり」の市町はなく, その理由として「マンパワーが不足している」が 13 市町, 「財政的負担が大きい」が 10 市町であった。また, 「保育所（園）・幼稚園における支援体制の充実の方が重要性が高いため」が 7 市町村であった。

広島市も保育園・幼稚園の充実の予定で, これまで対応がなされてきていると思うが, 今後, 再度, 検討が必要である。

（3）発見から継続的な支援までの流れ

- ①保健センター：乳児健診にて要フォロー児については, 児童相談所の判定員による幼児再診。事後すぐに, もしくは相談を経て療育センターへ紹介。健診だけでなく, 保健センターへ発達の相談をしたのちに療育センターへ受診の場合もある。

* 1 歳半健診事後フォローとして, 保健センターで親子教室 A 型を開催

// 親子教室 B 型の参加（保育園・療育センター・保健センターとの共催）

保健センターへの支援件数及び支援人数

光町から：42 件（248 人）

北部から：19 件（98 人）

西部から：22 件（131 人）

保健センターから療育センターへの紹介

光町：179 件（総新規相談件数 1205 件中 14.9%）

北部：111 件（ // 235 件中 47.2%）

西部：95 件（ // 327 件中 29.1%）

児童相談所から療育センターへの紹介件数（総新規件数に占める割合%）

光町：94 件（ // 7.8%）

北部：4 件（ // 1.7%）

西部：26 件（ // 8.0%）

- ② 医療機関：特に運動発達の遅れを伴う場合には医療機関からの紹介が多い。理学療法などで支援後、知的障害に焦点を当てて支援。

医療機関からの紹介件数

光町：235 件（総新規相談件数中 1205 件中 19.5%）

北部：38 件（総新規相談件数中 327 件中 16%）

西部：68 件（総新規相談件数中 327 件中 25%）

なお、小児科開業医において保護者の気づき・診断と同時に言語聴覚療法や児童発達支援事業を実施しているところもある。

- ③ 保護者からの気づき：知人・家族・本人から療育センターへ電話相談後に受診。

家族・親戚からの紹介件数

光町：54 件（ // 4.5%）

北部：4 件（ // 1.7%）

西部：48 件（ // 14.7%）

- ④ 保育園・幼稚園：保護者の気づきがある場合は、保育士・教諭から紹介されて療育センターへ受診
気づきを促すために地域療育等支援事業の巡回相談を経て、受診に至る場合もある

保育園・幼稚園からの紹介件数

光町：102 件（ // 8.5%）

北部：61 件（ // 26.0%）
 西部：63 件（ // 19.3%）

（４）医療の関わり方

・光町（こども療育センター）・北部こども療育センター・西部こども療育センター

平成２４年度・障害別新規相談件数（こども療育センター３センター）

合計 1767人
 自閉症スペクトラム 843人（47.7%）
 特定発達障害 209人（11.8%）
 知的障害 92人（5.2%）
 コミュニケーション障害 97人（5.5%）
 発達障害 1241人（70.2%）

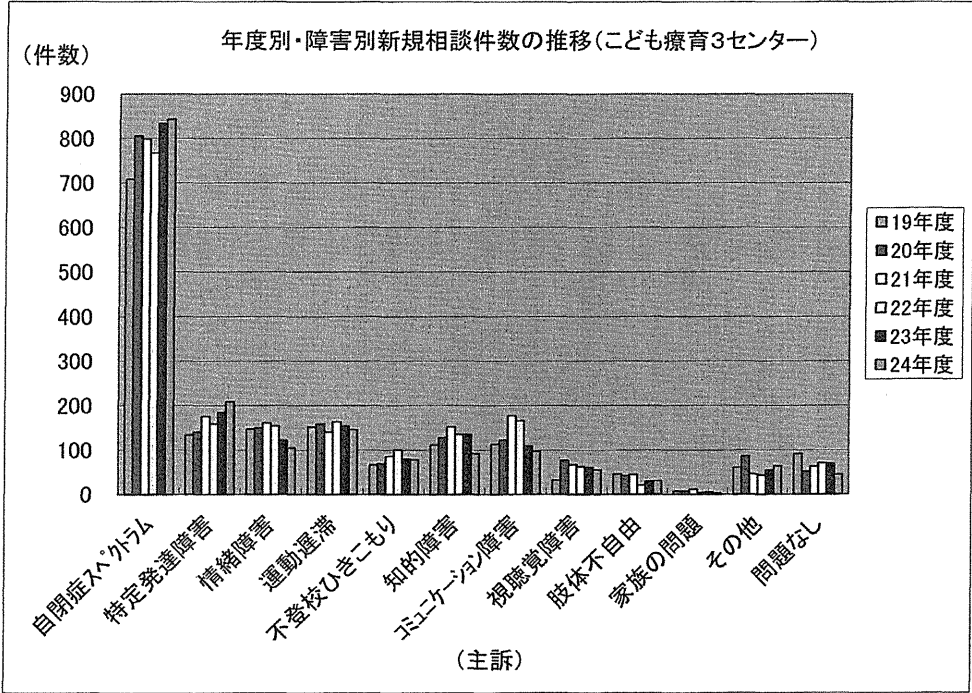
３つの療育センターの総新患数の約 7 割が発達障害

平成 24 年度	光町（新患総数 1205 人）	北部（新患総数 235 人）	西部（新患総数 327 人）
自閉症スペクトラム	455 人（発達障害の内 74.0%）	143 人（71.9%）	245 人（87.8%）
特定発達障害	168 人（22.0%）	35 人（17.6%）	6 人（2.2%）
知的障害	70 人（9.2%）	11 人（5.5%）	11 人（3.9%）
コミュ障害	70 人（9.2%）	10 人（5.0%）	17 人（6.1%）
計	763 人（63.3%）	199 人（84.7%）	279 人（85.3%）

8. 年度別・障害別新規相談件数の推移（こども療育3センター）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
自閉症スペクトラム	708	806	799	767	834	843
特定発達障害	134	141	176	159	185	209
情緒障害	147	150	161	154	122	105
運動遅滞	152	159	141	164	154	146
不登校ひきこもり	66	70	86	101	80	78
知的障害	112	128	152	135	135	92
コミュニケーション障害	113	123	177	166	110	97
視聴覚障害	32	77	67	62	61	55
肢体不自由	46	42	45	21	30	31
家族の問題	7	7	12	4	5	2
その他	61	86	46	44	55	64
問題なし	92	52	63	71	70	45
合 計	1,670	1,841	1,925	1,848	1,841	1,767

※ 各センター別の内訳は別紙のとおり。



医師の数及び新規受付患者枠

光町：小児科医 2 名（兼務 2 名）

月曜 4 枠、火曜 2 枠、水曜 4 枠、木曜 3 枠、金曜 1 枠（第 1・3 のみ）

就学前の子どもが対象。再診は 4～5 ヶ月待ち。新患待ちは少しずつ改善しつつある。

精神科医 3 名（兼務 2 名） 月曜 3 枠、火曜 4 枠＋2 枠（第 1 週のみ）、
水曜 4 枠＋2 枠（第 3 週休み）
木曜 3 枠、金曜 2 枠

患者は、小学校前後の発達障害ケースと、中学校以降の不登校ケースに大別される。

耳鼻咽喉科（嘱託医 1 名）毎水曜日午前中のみの診察。聞こえの問題以外に、言葉の遅れ、発音の問題
コミュニケーションの問題を主訴に受診。

北部：小児科医 1 名（兼務 1 名）月曜 2 枠、火曜 4 枠、木曜 1～2 枠、金曜 2 枠、1 回の初診診察時間は 40 分～60 分。
月曜、火曜、水曜日は再診のみで、1 回 30 分。就学前の子どもが対象。

西部：小児科医 2 名 月曜 2 枠、火曜 4 枠、木曜 1～2 枠、金曜 2 枠

広汎性発達障害が多く、また運動遅滞も広汎性発達障害をベースとしたものが増加。

小児科・精神科とも、1 回の初診診察時間は 40 分～60 分。

療育センターでは、発達相談・診断など含めた面接、心理検査・集団でのアセスメントを行い、個別療育、集団療育、理学療法・作業療法・言語聴覚療法・などの療育・セラピーを実施。

おおむね 3 歳前後より、療育手帳該当している希望者は児童発達支援センターに通園。

肢体不自由などの運動機能の課題がある場合は 2 歳前後より二葉園（光町）、わかば園（北部）、
なぎさ園（西部）に通園することもある。

業務内容

① 診断の告知・診断書の作成・精査・投薬・療育計画の伝達等を主とする。

初診では、子どもの状況把握と保護者の子どもの発達課題への気づきの促し、簡易な発達検査などを行い、心理検査ほかのアセスメントを行う。

② アセスメントに基づき、診断、年齢、状況によって個別療育・セラピーなど支援からスタートする場合も多い。

- ・医療機関からの紹介の場合は、センターでの支援の方向性を返事に記す。
- ・精査が必要な場合は、（染色体などはセンターで実施することもあるが）病院などへ紹介することが多い。
- ・てんかん・医療ケアなど、子どもの医療上の配慮事項の把握と、家庭生活・集団生活や療育における配慮事項の伝達。
- ・個別療育計画策定会議（ICP）で話し合われた、治療・支援のプログラムを伝達（西部）
- ・衝動性・不注意など行動上の課題のある場合は、生活指導（環境調整）と共に薬物療法の検討
- ・児童発達支援センターなどの通園においては、感染症や医療ケアに係る診療等の実施
（西部）個別療育計画策定会議（ICP）で話し合われた、治療・支援のプログラムを伝達。

③ 外来療育または、通園への指示

通園への入園希望の場合、児童相談所へ申し込みを行う。児童相談所より、決定通知書が届く。

外来教室

光町：参加者 416 人。個別療育も含めると 473 人。（平成 23 年度に比べると 79 人の減。外来教室担当職員が 2 名減のため。外来担当職員の一部は療育課からの応援職員であるため、入園児数の変動によっては、教室数を減らさざるを得ないため）。その年度の児童療育支援センターの定員に左右され、定員に満たない場合に、スタッフの応援がある。

また、待機児が毎年非常に多い（待機児のリストアップはしていない）。学童期の発達障害では、自閉症の特性のみではなく、2 次障害を引き起こしているケースが非常に多い。

就学前の発達障害児の外来療育なのはな教室 1, 2（各 6 名×前期と後期の 2 回、計 12 名）

就学後の発達障害児の外来教室ボパイ教室（月 2 回、各 10 名、年 2 回）

ウインズ（月 1 回前期 14 名、後期 13 名）

くれよん 1（月 1 回、前期 23 名、後期 24 名）

くれよん 2（月 1 回、前期 20 名、後期 16 名）

就学後、発達障害児の外来療育を受けている児童は、年間延べ 83 名（20 名＋27 名＋36 名）

北部：参加者 189 名。

就学前の発達障害児の外来教室とまと（週 1 回、3 カ月、年長児 5 名、延べ人数 41 人）

西部：参加者 355 名

就学前の発達障害児の外来教室つばめ（隔週 6 か月、9 回、年長児 10 名、延べ人数 83 名）

（5）幼児期の継続的な支援

a. 障害幼児対象の専門機関

①児童発達支援事業所：内容は集団活動・TEACCH を主にした個別指導・絵画などの芸術を中心とした発達支援・運動やリズムを中心とした活動・レスパイト等多岐にわたる

中区（15 箇所）、東区（9 箇所）、南区（7 箇所）、西区（16 箇所）、安佐南区（19 箇所）、

安佐北区（9 箇所）、佐伯区（11 箇所）他

専門療育機関との連携；子どもの関わり方についての相談、子どもの園での様子についての情報提供、診断や治療・療育についての相談、子どもの発達状況についての見立てなど

②児童発達支援センター

3 療育センター内の児童発達支援センター＋柏学園

外来療育（診療ベース）・各セラピー他

利用者研修での保護者支援

b. 幼稚園・保育所

・全幼稚園 計 113 園	私立幼稚園	91 園
	公立幼稚園	22 園
・全保育園 計 188 園	私立保育園	99 園
	公立保育園	89 園

(取り組み)

- ・保育所：療育手帳B及び㊟所持の場合は 4 時間の加配制度,

重複障害（A及び㊟）の場合協議により 8 時間の加配制度

- ・幼稚園：療育手帳・診断書により補助金制度あり
幼稚園独自で加配を付けているところもある
- ・集団療育（外来診療ベースで実施）に参観日を設定して参加してもらうこともある。
- ・広島市では、平成 16 年 9 月に有識者、幼稚園関係者、保育園関係者などを構成員とする「幼稚園と保育園のより良い連携のあり方について」を設置した。その中で「今後の広島市立幼稚園の今後の方向性」が示され、平成 24 年度から 6 園を拠点園化し、広島市全体の幼児教育の中核的な役割を担い、就学前教育・保育の一層の充実を図ることと目的にスタートしている。特別支援教育の拠点園として広島市立矢賀幼稚園が担っており、研究発表などを行っている。

c. 幼稚園・保育所への外部専門職による支援

- ・アンケート調査から

(1) 幼稚園・保育園のアンケート調査。

1) 保育園 161 園（公立 87 園、私立 74 園）全 188 園中 161 園（85.6%）

保育園児総数 4500 人（男 2347 人、女 2153 人）

- ① PDD など 498 人(11.07%)(男 373 人 8.29%:女 125 人 2.78%)（医療受診総数 246 人 5.47%）
- ② ADHD など 272 人(6.04%)（男 225 人 5.00%:女 47 人 1.04%）（ " 52 人 1.16%）
- ③ 言葉の問題 68 人(1.51%)（男 49 人 1.09%:女 19 人 0.42%）（ " 19 人 0.42%）
- ④ 発達全体の遅れ 82 人（1.82%）（男 62 人 1.38%:女 20 人 0.44%）（ " 43 人 0.96%）
- ⑤ 精神科など 62 人(1.38%)（男 33 人 0.73%:女 29 人 0.64%）（ " 15 人 0.33%）

受診しない理由；必要を感じない 259 人（5.76%），受診に抵抗 83 人（1.84%）

家族理解得られず 60 人（1.33%）なんとなく 8 人（0.18%）他に相談の場あり 7 人（0.16%）

各区分で多い順：①PDD 佐伯区 2.00%,西区 1.89%,安佐南区 1.71%,

② ADHD 佐伯区 1.22%,安佐南区 1.11%,西区 0.91%

③ 言葉 安佐南区 0.31%,佐伯区 0.22%,東区・西区・安佐北区 0.20%

④ 発達全体の遅れ 佐伯区・中区 0.36%,西区 0.27%,

⑤ 精神科など 安佐南区 0.33%,安佐北区 0.22%,安芸区 0.20%,

2) 幼稚園 98 園（公立 22 園,私立 76 園） 全 113 園中 98 園（86.72%）

幼稚園児総数 5058 人（男 2545 人,女 2513 人）

① PDD など 218 人（4.31%）（男 171 人 3.38%：女 47 人 0.93%）（医療受診総数 172 人 3.40%）

② ADHD など 84 人（1.66%）（男 75 人 1.48%：女 9 人 0.18%）（ ” 23 人 0.45%）

③ 言葉の問題 46 人（0.91%）（男 29 人 0.57%：女 17 人 0.34%）（ ” 23 人 0.45%）

④ 発達全体の問題 41 人（0.81%）（男 25 人 0.49%：女 16 人 0.32%）（ ” 28 人 0.55%）

⑤ 精神科など 28 人（0.55%）（男 23 人 0.45%：女 5 人 0.10%）（医療受診総数 18 人 0.36%）

受診しない理由；必要性を感じない 37 人（0.73%）受診に抵抗 18 人（0.36%）家族理解得られず 11 人（0.22%）

なんとなく 4 人（0.08%）他に相談の場あり 2 人（0.04%）

区分で多い順 ①PDD 安佐南区 1.40%,東区 0.65%,安佐北区 0.59%

② ADHD 安佐南区 0.51%,安佐北区 0.32%,東区 0.28%

③ 言葉 安佐南区 0.36%,西区 0.14%,安芸区 0.12%

④ 発達全体の遅れ 安佐南区 0.23%,東区 0.16%,安芸区 0.14%

⑤ 精神科など東区 0.16%,安佐南区 0.12%,西区・安佐北区 0.10%

3) 保育園・幼稚園児の総数 9558 人（男 4892 人 51.18%,女 4666 人 48.82%）

① PDD など 716 人（7.49%）（男 544 人 5.69%：女 172 人 1.80%）

（医療受診総数 418 人 4.37%）（疑い 298 人 3.117%）

② ADHD など 356 人（3.72%）（男 300 人 3.14%：女 56 人 0.59%）

（医療受診総数 75 人 0.78%）（疑い 281 人 2.9399%）

③ 言葉の問題など 114 人（1.19%）（男 78 人 0.82%：女 36 人 0.38%）

（医療受診総数 42 人 0.44%）（疑い 72 人 0.753%）

④ 発達全体の遅れ 123 人（1.29%）（男 87 人 0.91%：女 36 人 0.38%）

（医療受診総数 71 人 0.74%）（疑い 52 人 0.544%）